

1 「歯科保険診療の要点」2016年版正誤表

2016年12月1日現在

太字部分が訂正箇所または追加箇所。

| 該当箇所 | 誤 | 正 |
|----------------------------------|---|--|
| P42 (6)再診時歯科外来診療環境体制加算 |、再診料に4点を加算する。 |、再診料に5点を加算する。 |
| P89 [在宅患者訪問口腔リハビリテーション料] (9) | (9)....、 <u>歯周基本治療、歯周病安定期治療()・() 歯周基本処置、機械的歯面清掃処置、</u>。 | (9)....、 <u>歯周基本治療、歯周病安定期治療()・() 歯周基本治療処置、機械的歯面清掃処置、</u>。 |
| P89 [在宅患者訪問口腔リハビリテーション料] (11) | (11) ...は、 <u>歯科疾患管理料、歯科疾患特定療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料は.....。</u> | (11) ...は、 <u>歯科疾患管理料、周術期口腔機能管理料()・()・() 歯科疾患特定療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料は.....。</u> |
| P97 (3)院外投薬について一般名処方加算 b) | b).....、または2品目以上の医薬品を処方する際に、1品目でも一般名で処方する場合は処方加算2を算定する。... | b).....、または2品目以上の医薬品を処方する際に、1品目でも一般名で処方する場合は 一般名 処方加算2を算定する。... |
| P109 (5)歯冠補綴時色調採得検査(色調) | 複数歯と同時に製作する場合において..... | 複数歯を同時に製作する場合において..... |
| P158 8.歯冠形成 失活歯歯冠形成(失PZ) | メタルコアによる支台築造に引き続き失PZを行った場合は、30点を加算する。 | FMC、前装金属冠、非金属冠、CAD/CAM冠 について、メタルコアによる支台築造に引き続き失PZを行った場合、30点を加算する。 |
| P163 15.金属小釘 | (1)充填に..... (2)金属小釘は..... (3)歯冠修復..... | すべて削除 |
| P173 [残根上の義歯と残根の処置] (3) |それぞれ「単純なもの」で算定する。 |それぞれ「単純なもの」で算定する。 この場合は、充填材料を使用する。 |
| P370 検査、画像診断略称 | 混合歯列期歯周組織検査 P混検 | 混合歯列期歯周病検査 P混検 |

なお、2016年10月に歯科材料価格の改定により、金属歯冠修復、ポンティック、鑄造鉤、コンビネーション鉤、バーの金パラにかかわる点数が改定された。全国保険医団体連合会(2016年10月)発行の「歯科点数早見表・ブリッジ保険適用」を参照ください。